伯 産 農 第 6 7 7 号 令 和 7 年 2 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伯耆町長 小澤 敦彦

市町村名	伯耆町					
(市町村コード)	(313904)					
	溝口地域					
地域名 (地域内農業集落名)	(溝口一、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川、宮原、大倉、白水、根雨原、大江、上野、金屋谷、岩立、長山、宇代、中祖、古市、父原、荘一、荘二、荘三、大平原)					
協議の結果を取り	ましめた年日ロ	令和7年1月14日				
励識の和未ぞ取りる	まとめた十月口	(第1回)				

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は水稲・WCS用稲等の生産を中心として、その他畑作物ではそばや飼料作物、白ねぎ等の野菜栽培が盛んである。また、地区内の大平原方面を中心に、肉用牛の肥育が盛んである。
- ・農業経営拡大の意向がある農業者9件に対し、規模縮小・経営移譲を希望する農業者は38件と、経営縮小の傾向が強い状態である。
- ・地区内の用排水路は、圃場整備実施後40年以上が経過して経年劣化が進んでいる地区もあり、維持・整備に苦慮している。
- ・イノシシなど鳥獣被害の増加により、鳥獣害対策の拡充が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲を中心とした現在の生産状態については、引き続き継続する。
- ・農業後継者や定年帰農者を確保し、また地域内外から農地を利用する者を可能な限り呼び込み、農業を担う者への農地の集約化に配慮しつつ、地域と農業を担う者が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
- ・鳥獣害対策については、引き続きワイヤーメッシュや電気柵の設置を行い、猟友会との連携による有害鳥獣対策を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区均	282 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	280 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域農用地の面積のすべてを、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農	業の将邦	その在り	方に向け	ナた	農用地の効率的かつ総	合的	りな利用を図るた	_め	に必要な事項		
(1)農用地の集積、集約化の方針											
		は農業の担い手である認定農家やの経営状況等を踏まえ、集積集約化を進める一方で、小規模な農業者かても現状の面積を維持しつつ、当該地区内の農用地の保全に努める。									
(1	2) 農 抽 巾	問答形	機構の	壬田	<u> </u>						
地		也の貸し	」借りは、		カッド 也中間管理機構の活用:	を促	進し、借り手の	経営	常意向に沿った農	建地	の集積・集約化
(;	3)基盤素	· 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海	きへの取締	組方							
地		農業関			と 踏まえ、事業費等を考え	慮し	つつ、用排水路	等の	の基盤整備によ	る生	産効率の向上
(4	4)多様な	経営体	の確保・	育原	戈の取組方針						
Щ	、辰未多	《貝云、	JA守の原	封	機関と連携し、多様な紹	E 占 i	本の唯体・ 月 成1	一 73	ැ ගැන ං		
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針											
多	様な組織	戦と連携	見しながら	、農	作業の効率化を図る。						
رلا	下任意	記載事	頁(地域の	り実	情に応じて、必要な事項	[E	選択し、取組方金	†を	記載してください	1)	
√	①鳥獣	被害防	近対策		②有機・減農薬・減肥料	>	③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等
0.00	⑥燃料	∤•資源·	作物等	V	⑦保全・管理等		8農業用施設		⑨耕畜連携等		⑪その他
		• • • •	取組方針	_							
3 7)農業の教)耕作困難	効率化 雑な農 ^り	及び農業	者の した	シュ等を設置することを)負担軽減のため、スマ 場合は農業委員会等と 。	− ト	農業を推進に取	り糸		適均	刃な保全管理を